

## 本当にあった相続事例⑬限定相続(承認)

### 相続で債務があったら

前号の事例では、被相続人の連帯債務負債が死亡後 3 か月以内に判明せず、相続放棄できなかったのですが、もし相続開始時に債務があるとわかっていたらどうなるでしょうか。

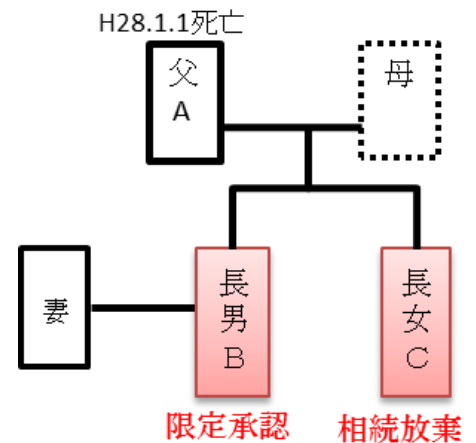
前号と同様、大田区の町工場を経営していた A 氏(82 才)の資産は、自宅兼工場の不動産(評価額 5,000 万円)とわずかな預貯金(約 200 万円)と、借入金数千万円はあることが判明していたと仮定します。相続人の条件は、A 氏の妻はすでに死去、長男 B と長女 C の 2 人の子供がおり、町工場の経営を引き継ぐのは長男 B とします。

### 相続人の取りうる選択肢

相続が開始した場合、相続人は次の三つのうちのいずれかを選択できます。

- ① 相続人が被相続人(亡くなった方)の土地の所有権等の権利や借金等の義務をすべて受け継ぐ**単純相続(単純承認)**
- ② 相続人が被相続人の権利や義務を一切受け継がない**相続放棄**
- ③ 被相続人の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐ**限定相続(限定承認)**

相続人が、2 の相続放棄又は 3 の限定承認をするには、家庭裁判所にその旨の申述をしなければなりません。



### 「相続放棄」と「限定承認」

A の資産よりも負債が多い債務超過状態ならば、相続人全員(BとC)が相続放棄し、最初から相続人にはなりません。相続人不存在となれば裁判所に相続財産管理人の専任を申立てます。通常第三者の弁護士が選任され、資産の処理をします。事業用資産も B が買い取れるか、財産管理人との交渉次第となります。

A の債務がどれだけあるか、相続開始後 3 か月以内では、わからない場合は、相続人全員で限定承認の手続きをとります。ただし、この事例では、C が相続放棄すれば、B だけが相続人となるため、B のみが限定承認することは可能となります。

限定承認の申請の期限は 3 か月ですが、家裁に期限延長をして時間稼ぎをして、その間に債務の確定をします。B 自身が相続財産管理人となれば、主体的に事業用資産の処理(競売)を行うこともできるかも知れません。債権者が少数であれば、任意売却に近い形で、債権者との交渉も可能となります。

### 限定承認すると譲渡所得税がかかる

相続を単純承認したときには、相続開始時に譲渡所得に対する課税がされることはありません。単純承認では、被相続人から相続人に対して、プラス・マイナスを含めたすべての財産と債務が移転するからです。

これに対し、限定承認では、被相続人の債務についての清算をおこなう必要があるため、相続開始時に譲渡があったものとみなして所得税の課税がなされます。そのため、相続財産中に不動産など譲渡所得の対象となるものがあるときには、被相続人に対して譲渡所得が課税されることとなります。この場合、被相続人の譲渡所得の申告を、準確定申告により行う必要があります。